

平成二十五年政令第百二十二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
行令

(平成二十四年法律第三十一号)第二条第四号から第六号まで、第十二条第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十八条第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十五条第一項、第五十六条第二項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第六十条、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条、第六十九条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第七十一条第一項並びに第七十五条、同法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十一条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定新型インフルエンザ等対策)

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第二号の二の政令で定める措置は、次のとおりとする。

一 法の規定により実施する措置

二 次に掲げる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号。以下「感染症法」という。)の規定(イからハまでに掲げる規定にあっては感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び感染症法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含み、ニに掲げる規定については感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)により実施する措置

(これららの規定を同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)第十五条第一項、第三項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十三項から第十六項までの三第一項、第二項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十九条第一項、第三項から第十六項までの三第二項において準用する場合を含む。)

六 五 四 三 二 一 第二条第一項(法第二条第五号の政令で定める機関

(指定行政機関)

第一項の二 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

規定期定

十一 出入国在留管理局

十二 外務省

十三 財務省

十四 文部科学省

十五 国税庁

十六 厚生労働省

十七 檢疫所

十八 國立感染症研究所

十九 農林水産省

二十 動物検疫所

二十一 林野庁

二十二 水産庁

二十三 経済産業省

二十四 資源エネルギー庁

二十五 中小企業庁

二十六 國土交通省

二十七 觀光庁

二十八 気象庁

二十九 海上保安庁

三十 環境省

三十一 原子力規制委員会

三十二 防衛省

三十三 防衛装備庁

(指定地方行政機関)

第一項の二 法第二条第六号の政令で定める国・地方行政機関は、次のとおりとする。

規定期定

一 東京都警察情報通信部

二 沖縄総合通信事務所

三 北海道警察情報通信部

四 総合通信局

五 税関

六 沖縄地区税關

七 地方出入国在留管理局

八 財務局

九 福岡財務支局

十 税關

十一 沖縄國稅事務所

十二 國稅局

十三 地方厚生局

十四 地方農政局

十五 北海道農政事務所

十六 経済産業局

十七 那覇産業保安監督事務所

十八 消防署

十九 公安委員会

二十 警察庁

二十一 国家公安委員会

二十二 消費者庁

二十三 こども家庭庁

二十四 デジタル庁

二十五 行政機関

二十六 地方運輸局

二十七 地方航空局

二十八 管区海上保安本部

二十九 地方環境事務所

三十 地方防衛局

(指定公共機関)

第一項の二 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

規定期定

一 独立行政法人労働者健康安全機構

二 独立行政法人国立病院機構

三 独立行政法人地域医療機能推進機構

四 国立研究開発法人国立国際医療研究センタ

(第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。)

規定期定

一 成田国際空港株式会社

二 中部国際空港株式会社

三 新関西国際空港株式会社

四 北海道旅客鉄道株式会社

五 四国旅客鉄道株式会社

六 日本貨物鉄道株式会社

七 東京地下鉄株式会社

八 成田国際空港株式会社

九 日本赤十字社

十 日本放送協会

十一 新関西国際空港株式会社

十二 北海道旅客鉄道株式会社

十三 四国旅客鉄道株式会社

十四 東京地下鉄株式会社

十五 東日本旅客鉄道株式会社

十六 日本郵便株式会社

十七 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社

十八 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社

十九 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社

二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ 医師、歯科医師又は病院の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの

二 法第四十七条に規定する医薬品等販売業者であつて、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの

ハ 看護師の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの

一 法第四十七条に規定する医薬品等製造販売業者であつて、その行う医薬品、医療機器等の品質、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「医薬品医療機器等製造販売法」という。）第二条第十三項に規定する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「医薬品医療機器等製造販売法」という。）第二条第十三項に規定する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「医薬品医療機器等製造販売法」という。）第二条第十三項に規定する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「医薬品医療機器等製造販売法」という。）の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等による医薬品、医療機器又は再生医療等製品の需要に応ずるものと認められるもの

ホ 医薬品医療機器等法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であつて、新型インフルエンザ等による感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。第五条の第三第二項において同じ。）に係るワクチンの製造販売について医薬品医療機器等法第十四条の二の二第一項又は第十四条の三第一項の規定により医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの

ヘ 法第四十七条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等による医薬品、医療機器等法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等又は再生医療等製品の配達の需要に応ずるものと認められるもの

ト 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十二号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その當む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する送電事業者

(その事業の用に供する発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。) チ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下チにおいて単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）同条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスマーケターの取付数その他の事情からみて、その営む同条第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が同一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。)

いて行う同条第十八項に規定する航空運送事業に限る。)がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応するものと認められるもの

ヲ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの

ワ 内航海運業法(昭和二十七年法律第八百五十一号)第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、同法第八条第一項に規定する船舶により同法第一条第二項第一号に規定する内航運送をする事業を當むもの

カ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び數その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

ヨ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者(業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。)

(訓練のための交通の禁止又は制限の手続)

第四条 法第十二条第一項の規定による歩行者又は両側の道路における通行の禁止又は制限の手続については、灾害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十条の二の規定の例による。

(都道府県知事による市町村長の事務の代行)

第四条の二 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第二十六条の五(法第三十八条第一項及び第三項の規定は、法第二十六条の二(第二項の規定による都道府県知事による市町村長の事務の代行について準用する。

(市町村等の事務の委託の手続)

（職員の派遣の要請の手續 第四条の四 災害対策基本法

五条の規

（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び職員の身分取扱い）
第四条の五 法第二十六条の人において読み替えて準用する。
（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び職員の身分取扱い）

特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び法第二十六条の七（法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は法第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十六条の六第一項に規定する特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。

（医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等）

第五条 法第三十一条第一項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。

二一四

五四
助產師 保健師

七六 看護師
准看護師

十九人
臨床検査 診療方則
臨床工學

日本紅茶
直技師
波士

十二 救急救

革命士生南

法第三十
二の規定による

第一項 第二項若しくは第三項
要請（第十九条第一項及び第二十

三十二条第四項及び第二項

項の規定による指示（第十九条第十一条第一項において「指示」とは、

う。）を受け、
理者であるも

た医療関係者のうち医療機関の管轄のものは、当該要請又は当該指示に係

る法第二十
二章二二三

第三項第三号又は第四号に該する患者等は対象

「医療その他
り、必要があ

の行為」という。) の実施に当たると認めるときは、当該医療機関

は同条第四項の規定による指示を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

前項の都道府県知事は、同項の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

第一項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所

二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所

三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所

四 負傷、疾病又は死亡の状況

五 死亡した場合にあっては、遺族の状況

(国庫の負担)

第二十三条 法第六十九条の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。

一 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第三十一条の四第一項及び第五十六条第一項に規定する措置に要する費用について

は、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額)を超えるときは、当該費用の額)

二 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項から第三項まで及び第六十三条第一項に規定する措置に要する費用について、現に要した当該費用の額

厚生労働大臣は、前項第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。(費用ごとの地方公共団体の負担額)

第二十三条の二 法第六十九条の二第一項に規定する同条第一項各号に掲げる費用ごとの都道府県又は市町村の負担額は、それぞれ各年度における次に定めるところにより算出した金額を計算した金額とする。

一 都道府県が支弁し、又は補助する費用(感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する感染症法第五十八条(第十二号及び第十七号を除く。)又は第六十条第三項(感染症法第三十六条の六第一項に規定する

検査等措置協定に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が支弁し、又は補助する費用を含む。)については、当該費用から、国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する額を控除した額

二 市町村が支弁する費用の一部を都道府県に負担する費用については、当該都道府県が負担する費用から国が負担する額を控除した金額

三 市町村が支弁する費用については、当該費用から都道府県が負担する額を控除した金額(特別交付金交付額の費用別の交付の方法)

四 法第七十条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降十年以内の半年賦(うち二年以内の据置期間を含む。)によるものとする。

(公用令書を交付すべき相手方)

第二十四条 法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に対するものとする。

一 特定病院等(法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。)の使用

二 土地、家屋又は物資の使用

三 特定物資(法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。)の収用

四 特定物資の保管命令

五 特定物資の所有者及び占有者

(公用令書を事後に交付することができる場合)

第二十五条 法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 土地の使用

二 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

三 家屋又は物資の使用

四 物資の占有者が公用令書を交付した場合

(当該占有者が所有者と異なる場合に限る。)において、所有者の所在が不明であるとき。

(政令で定める地方公共団体等)

第二十三条の五 法第七十条の二第一項の政令で定める地方公共団体は、次のとおりとする。

一 都道府県、保健所を設置する市及び特別区

二 新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずる

おそれがあるものとして総務大臣が指定する

(公用令書の事後交付の手続)

第二十六条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項第二号に掲げる市町村は、総務大臣が告

3 法第七十条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法(昭和二十三年法律第九百九号)第五条第四号の規定によって起きた地方債の利息の定率によるものとする。

4 法第七十条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降十年以内の半年賦(うち二年以内の据置期間を含む。)によるものとする。

(公用令書を交付すべき相手方)

第二十四条 法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に対するものとする。

一 特定病院等(法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。)の使用

二 土地、家屋又は物資の使用

三 特定物資(法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。)の収用

四 特定物資の保管命令

五 特定物資の所有者及び占有者

(公用令書を事後に交付することができる場合)

第二十五条 法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 土地の使用

二 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

三 家屋又は物資の使用

四 物資の占有者が公用令書を交付した場合

(当該占有者が所有者と異なる場合に限る。)において、所有者の所在が不明であるとき。

(政令で定める地方公共団体等)

第二十三条の五 法第七十条の二第一項の政令で定める地方公共団体は、次のとおりとする。

一 都道府県、保健所を設置する市及び特別区

二 新型インフルエンザ等の発生によりその財

政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずる

おそれがあるものとして総務大臣が指定する

(公用令書の事後交付の手續)

第二十六条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項第二号に掲げる市町村は、総務大臣が告

2 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書を交付するものとする。

3 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書を交付するものとする。

4 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書を交付するものとする。

(公用令書等の様式)

第二十八条 法第七十一条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、当該公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければならない。

(公用令書等の様式)

第二十九条 法第七十一条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の番号

二 公用令書の交付の年月日

三 処分を行う特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長

四 処分を行う理由

五 取り消した処分の内容

六 处分を取り消した特定検疫所長、特定都道

府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定

地方行政機関の長

七 前二項に定めるもののほか、公用令書及び

用取消令書の様式は、内閣総理大臣が定める。

(事務の区分)

第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(第四条の規

